

会津大学大学院コンピュータ理工学研究科の運営組織等に関する規程

(平成18年4月1日規程第21号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学大学院学則（平成18年規程第4号。以下「大学院学則」という。）第2章の規定に基づき、会津大学大学院コンピュータ理工学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科委員会

(組織)

第2条 委員会は博士課程を担当する者で、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 各専攻に所属する専任の教授
- (4) 各専攻に所属する専任の准教授で、会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程第3条の規程に基づき、博士課程の研究指導及び講義担当適格者の判定を受けた者

2 委員会には、前項の委員のほか、研究科長が委員会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学生の懲戒処分に関すること。
- (4) 学位論文の審査に関すること。
- (5) 博士課程担当教員の資格審査基準に関すること。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(会議)

第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(成立)

第 5 条 委員会は、他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、委員（休職中及び出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

(議案提案)

第 6 条 委員は、2 名以上の他の委員の同意を得て議案を委員会に提案することができる。

(議決)

第 7 条 委員会の議事は、他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(諮問及び決定権の付託)

第 8 条 研究科長は、一の審議事項のうち、その全部又は一部について委員会で審議することが適切でないとき認めるときは、委員会に諮り常設又は臨時の機関に諮問することができる。

2 研究科長は、前項の機関に諮問事項の決定を委ねることが適切であると認めるときは、委員会に諮り、その範囲を明示して決定を付託することができる。ただし、その機関の決定は委員会に報告しなければ効力を生じない。

(事務職員の出席等)

第 9 条 研究科長は、必要と認める事務職員を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(非公開)

第 10 条 委員会は、公開しない。ただし、博士課程を担当する教員で希望する者は、列席傍聴することができる。

(議事録)

第 11 条 委員会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

第 3 章 専攻教員会議

(組織)

第 12 条 専攻教員会議は、各専攻の教授、准教授、講師（以下「専任教員等」という。）をもって構成する。

(審議事項)

第 13 条 専攻教員会議は次の次号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻の教育研究計画及び行事に関すること。
- (2) 専攻の教務に関すること。
- (3) 所属する学生の厚生補導に関すること。
- (4) 専攻の人事に関すること。
- (5) 専攻の予算要求及び配分に関すること。
- (6) 委員会審議会事項のうち特に専攻に関連すること。
- (7) その他専攻の運営に関すること。

(学生部長との協議)

第 14 条 専攻教員会議において、前条 1 号から第 3 号までに掲げる事項を審議する場合は、事前に学生部長と協議しなければならない。

(会議)

第 15 条 専攻長は、必要と認めるとき又は所属教員の 4 分の 1 以上の者から要求があったときは、専攻教員会議を招集する。

2 専攻教員会議の議長は、それぞれの専攻長をもって充てる。ただし、専攻長に事故あるときは、専攻長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(成立及び議決)

第 16 条 専攻教員は、所属教員の過半数以上の出席がなければ成立しない。

2 専攻教員会議の議事は、出席教員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(構成員以外の出席)

第 17 条 専攻長は、必要と認める場合は、それぞれの専攻教員会議の構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

第 4 章 教育研究領域

(教育研究領域)

第 18 条 各専攻に、コンピュータ理工学部に関する高度かつ専門的な教育研究を行うため、別表のとおり教育研究領域を置く。

2 専任教員等は、前項に規定された教育研究領域のいずれかの専門分野において 教育研究を行う。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に、施行日前の会津大学大学院コンピュータ理工学研究科の運営組

織等に関する規程に基づき審議、議決等された事項については、この規程の施行日以後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年8月19日から施行する。

別表

コンピュータ・情報システム学専攻

教育研究領域名

CS 教育研究領域(コンピュータサイエンス)

SY 教育研究領域(コンピュータシステム)

CN 教育研究領域(コンピュータネットワークシステム)

IT 教育研究領域(応用情報工学)

SE 教育研究領域(ソフトウェアエンジニアリング)

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻

教育研究領域名

PM 教育研究領域(プロジェクトマネジメント&IT スペシャリスト)